

平成19年度 第5回浦安市環境審議会 会議要旨

1. 開催日時 平成20年1月30日（水）午前10時～正午

2. 開催場所 浦安市文化会館3階 中会議室

3. 出席者

(委員)

柳憲一郎、望月賢二、上野菊良、畑中範子、木邨定男、内海照枝、木村英紀子、
武藤睦美、小川和裕、加藤里行、熊倉敬三、鈴木昭夫

(事務局)

都市環境部長 古賀典道、都市環境部次長 押尾照明
環境保全課長 中谷和久、環境保全課副主幹 金子和男、環境推進係主査 前田唯一、
環境計画班 奥山孝夫、溝上澄人、森田和徳、杉町順子

4. 内容

- (1) 開会
- (2) 会長挨拶
- (3) 環境保全条例素案について（諮問）
- (4) 市長挨拶
- (5) 議題 環境保全条例素案について
- (6) 閉会

○会議概要

諮問；環境保全条例素案について

議題；環境保全条例素案について（環境保全条例素案の概要の説明後、第4回環境審議会におけるご意見への対応案について説明した。）

(質 疑)

委員

・浦安市における光害については基準を設けてまで規制しなければならない理由が見当たらないため投光器に関しては努力義務が適当であるとの事務局の説明であるが、それならば、この条文は削除してはどうか。このような条文があると、特定の事業者により悪意的に利用されるおそれがあるのではないかと。

会長

・投光器の使用によって周辺の住民の生活環境が損なわれた場合の対応の根拠となるため

に規定するもので、特定の事業者を意識した規定ではない。

委員

・趣旨は理解できるが、基準がない中で市はどのような運用をするのか。一部の人が感情的な理由から、この規定を根拠に自粛を求めてきた場合に市はどうするのか。

事務局

・先日、光害を規制する単独条例をもつ八王子市に伺って話を聞いてきた。例えば八王子市では頭痛とかめまいがするといった不快感を持つ市民からの具体的な訴えがあった場合に、事業者へ自粛の要請をすることになるとのことであった。また、条例化にあたって周辺地域の複数の自治会から要望書が提出されたことが大きな後ろ盾になっているとのことであった。

委員

・一部市民からの感情的な苦情に対して、市はすぐにこの規定を根拠に動くわけではないと思うが、今までどのようにしているのか。

事務局

・この規定の有無にかかわらず、たとえ 1 件の申出であっても、事情をお聞きして必要であれば原因者に対して必要な要請はすることになる。これは決して光害に限ったことではなく、そのような対応はこれまでもしている。

・最近投光器に関する苦情は多くはない状況である。ただ、規定があれば事業者の説明や要請もしやすくなるとはいえる。

会長

・条例の規制があることで、抑止効果はかなり期待できる。これは静質な環境を守るために予防的な意味合いから規定するものである。

委員

・投光器による広告行為に関わらず、今後はレーザーなどの光を壁に映すなどの新たな広告行為がでてくると思う。例えばレーザーを他人の目に照射するようなこともありえるし、予防的にもこのような規定は必要と考える。

委員

・この規定をたてに、特定の事業者に対し、声の大きい一部の人が感情的に意見をいつてくる可能性もある。

・現在、苦情があまりない中でこのような規定は必要ないのではないかと思うが、規制をするならやはり詳細な基準は必要ではないか。

委員

・個別の状況や事例から光害の規定を一律に設けることは難しい状況である。東京近郊は世界で一番明るい地域のひとつで、光を使った営業努力ということであろうが、本当にこ

こまで明るくする必要があるので疑問だ。必要な光と不必要な光をトータルに考えることが必要である。

委員

- ・事業者に対する注意喚起的な意味合いもあるし、企業が環境問題への責任を果たすという意味からもこのような一般的な規定はあってもよい。

会長

- ・このような条文がある中で、市民からの苦情があった場合、市はどのような対応をとるのが具体的にわからないと事業者は不安であろうと思う。しかし、この規定はあくまでも努力義務であって、市民からの苦情を受け付けた市が、必要な指導をする根拠にするというものである。
- ・事業者の営業活動は市民に迷惑をかけない範囲で行うことが許されており、この規定は予防的な意味合いがかなり強い規定である。
- ・投光器は戦時中の哨戒を思い出すなどの不快感を与えるほか、星空観察の障害になるということ、さらに省エネ時代を迎えて、ある意味理にかなっている条文ともいえるし、このまま規定してよいのではないか。

委員

- ・事業者としては、周辺住民の生活環境に配慮しながら事業活動を行うことは当然の責務である。しかし、感覚的な視点での苦情があることも事実である。

会長

- ・投光器の規定については、これまでの議論を踏まえて、残しておくことにしたい。

委員

- ・公害の防止を軸にした環境保全条例に「歴史等の継承」の規定はなじまないとの理由で削除したいとのことだが、歴史等については環境基本条例（以下「基本条例」という。）に基本的事項として触れられているがこの趣旨がどこかにいってしまう。これを削除するということは環境への見方が狭くなるのではないか。
- ・環境保全条例（以下「保全条例」という。）は公害の防止が軸であることは理解するが、保全条例の全体の構成が総合的なものになってきている中で、後ろ向きではないか。この規定を復活する検討ができないか。

会長

- ・保全条例が受け持つ範囲を考えた場合、基本条例の範囲と保全条例の範囲をそれぞれ理解する必要がある。
- ・基本条例に規定されていることを執行するために保全条例で規定しなければならないかと言えば、全てがそうとも言えない。
- ・基本条例に規定されていることは、具体的な施策に落として実行することができる。
- ・保全条例では、事業者には罰則を課すことができる。これは保全条例でないとできない。例えば、事業活動に伴い、環境への負荷が大きいときなどは保全条例を根拠に警察が動く

などの強制力を規定している。また、市が事業者へ一定の姿勢を求めるために必要な事項も規定している。

- ・保全条例の位置づけを考えると、「歴史的な継承」については、誰に向かって義務を課すものかわからないことから、前回の審議会では削除する方向で検討したものである。

事務局

- ・基本条例の第8条に「歴史等の継承」や「都市景観の形成」について施策の基本方針が規定されている。また環境基本計画（以下「基本計画」という。）にも、これらについて施策を講ずることが掲げられている。このようなことを総合的に考えながら、保全条例に入れるかどうか議論を高めていただきたい。

会長

- ・環境保全条例素案（以下「保全条例素案」という。）の全体構成からも「歴史等の継承」には違和感がある。このことは基本計画でも施策を構ずることとなっており、基本的なことは前回の議論で修練したものと認識していた。

委員

- ・文化的、歴史的な施設を継承し、新たな文化をつくることは地域の生活環境にとって大事なことであり、そういう意味で基本条例に入っているのだろう。しかし、現実には継承されていないので、保全条例で何らかの手当てが必要ではないかと考えている。ただ、それをどう受けるかという点については少し検討する時間がほしい。

会長

- ・保全条例は公害の防止プラス自然環境の保全である。しかし、保全条例素案には自然環境の条項が少ない。

- ・「歴史等の継承」については、自然環境を保全する視点から、保全条例の中でもう少しきっちりと位置づけしてほしいという意見があったが、そのわりには、自然環境の保全に関する条文は「16. 自然環境及び動植物の生態系を保全するための施策」しかない。

- ・「歴史等の継承」については、歴史に特化するのではなく、自然環境の保全をリンクさせながら、過去の文化的なもの（例えば、漁師町や地域の趣、河川、水辺、三番瀬を守ることなど）を保持、推進するといった一文を加えたらどうか。

事務局

- ・歴史という点においては浦安市文化財保護条例がある。また、基本条例に基づく基本計画の中で具体的な施策を掲げている。しかし、たしかに自然環境を保全する視点での規定が薄いともいえるので、この視点から「歴史等の継承」の規定について再度検討する。

委員

- ・「17. 監視、測定等の実施」の条文に、環境測定機器の貸し出しの規定があって、その根拠が「市が必要があると認めたとき」とあるが、この規定ぶりでは、市民が気軽に借りられないような印象になる。

事務局

・もともとは「必要に応じて」という書き方であったが、この表現の受け止められ方を懸念したほか、内容を確認したうえで貸し出す必要があるため「市が必要があると認めたとき」に改めた。

委員

・商業的に使われてしまうことも問題なので、「必要に応じて」などの一文は必要なのだろう。

会長

・本来は、この条文に付帯する規則が必要ではないか。また、書きぶりは「必要に応じて」でも問題ないのではないか。

委員

・環境保全協定の相手は事業者だけが限定なのか。市民の間では締結することができないのか。

会長

・そもそも、この種の協定は、市と事業者が協定を締結することで市が、定期的に監督することを目的にした仕組みで、横浜方式とも呼ばれるものである。
・市民との協定の締結は通常は想定しない。環境活動などをする市民団体と市が何らかの取り決めをする場合は協定方式ではなく他の方法によるのではないのか。

委員

・環境保全協定の意味はどこにあるのか。

事務局

・環境保全協定の対象は事業者を想定している。例えば戸建地区内における景観の問題などについては地区計画の中で対応することになる。また、地区単位においては、住民と事業者との協定もあるだろう。

会長

・市民からの苦情対応を市はどのようにしているのか。窓口は一本化しているのか。また、なにを根拠に対応しているのか。

事務局

・環境問題に係るものは環境保全課で受け付けている。関係法令や公害防止条例の範囲で対応できるものについては、必要に応じて関係機関と連携するなどしながら指導をしている。また、法律や条例の規制からはずれる苦情への対応は、あくまでもお願いベースで行っているのが実態で、ほとんどがこのケースである。

会長

- ・「6 7. 苦情の処理等」の条項に掲げる、「公害」の用語の意義は、典型 7 公害に限定されるのか。

事務局

- ・「公害」の用語を「生活環境の保全等」（保全条例第 2 条）に差し替えることで、その対象を広げることも可能でないかと考える。
- ・基本条例に定める「公害」の用語の意義は典型 7 公害の範囲を超えるような規定ぶりである。このあたりを整理して改めてご相談したい。

委員

- ・「6 5. 自然エネルギー等の導入の推進」の条文中、「自然エネルギー、その他環境への負荷が少ないエネルギーの導入に努めなければならない。」と規定しているが、「その他環境への負荷が少ないエネルギー」とはなにかわからない。例示が必要ではないか。

会長

- ・自然エネルギー等の導入とは、ソーラー、風力、波力等なのだろうが、保全条例に何らかの支援策も盛り込めないのか。

事務局

- ・自然エネルギーその他環境への負荷が少ないエネルギーの例示については、例えば別途作成する逐条解説の中で具体的に記述する方法もあるし、条文中に直接例示する方法もある。どちらにするかは検討する。

委員

- ・「6 4. 省エネルギー対策の推進」の条文についても、同様に例示が必要であろう。

委員

- ・「6 4. 省エネルギー対策の推進」に関連してだが、浦安市はサマータイムを導入したことはあるのか。

事務局

- ・市として、サマータイムを実施したことはない。また、市民への影響も勘案する必要もあって、いまのところ導入の予定はない。

会長

- ・公害の防止に関し、市の助成制度についても規定する必要があるのではないか。他市の状況はどうなっているのか。

事務局

- ・他市における助成制度の規定については、まちまちである。
- ・現行公害防止条例には援助規定がある。また、基本条例第 1 6 条でも「経済的措置」が

規定されている。保全条例で具体的な規定をするかどうか検討したい。

会長

- ・規則は事務局が作るものであるが、保全条例の細かいことは規則で規定すればよいだろう。
- ・保全条例素案の審議については、今後も継続する。

事務局

・保全条例制定のスケジュールは、本日の諮問及び審議を受け、2月～5月にかけてご審議いただき、4月には答申素案をまとめ、この間に条例審査、罰則審査、パブコメを行い、5月の審議会でご答申をいただきたいと考えている。その後、9月の市議会に上程し、翌21年4月施行としたい。

会長

- ・これをもちまして平成19年度第5回環境審議会を終わります。

(閉 会)